食安輸発第0808002号 平成19年8月8日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公印省略)

中国産鰻及び鰻加工品の検査命令の実施について

標記については、輸入時の検査において問題が認められなかったものの、国内の検査において不適な結果が得られた事例が複数確認されたことから、平成19年7月13日付け食安輸発第0713003号及び平成19年8月1日付け食安輸発第0801001号にて、試験品採取の方法を改めたところです。

今般、下記のとおり、試験品採取の留意点について定め、平成19年3月30日付け 食安輸発第0330001号(最終改正:平成19年8月1日付け食安輸発第0801001号)中、 別表1を別添のとおり改めたので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく お願いします。

記

- 1 1 ロットには一般に複数のサイズが混載されていることから、試験品の採取 のための開梱に当たっては、ロットを代表するように、すべてのサイズから採 取すること。
- 2 原則として、1ロットは1コンテナ(約 20 t)以下として実施すること。